

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年1月28日提出
【計算期間】	第5期 （自 平成20年4月29日 至 平成20年10月28日）
【ファンド名】	エース新小型成長株オープン
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-5635-1694
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する方針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

< 商品分類表 >

単位型/追加型(1)	投資対象地域(2)	投資対象資産(収益の源泉)(3)
単位型 追加型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

- (1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- (2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産(4)	決算頻度	投資対象地域(5)	投資形態
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリーファンド
債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式・中小型株))	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ	
資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	日々 その他	中近東(中東) エマージング	

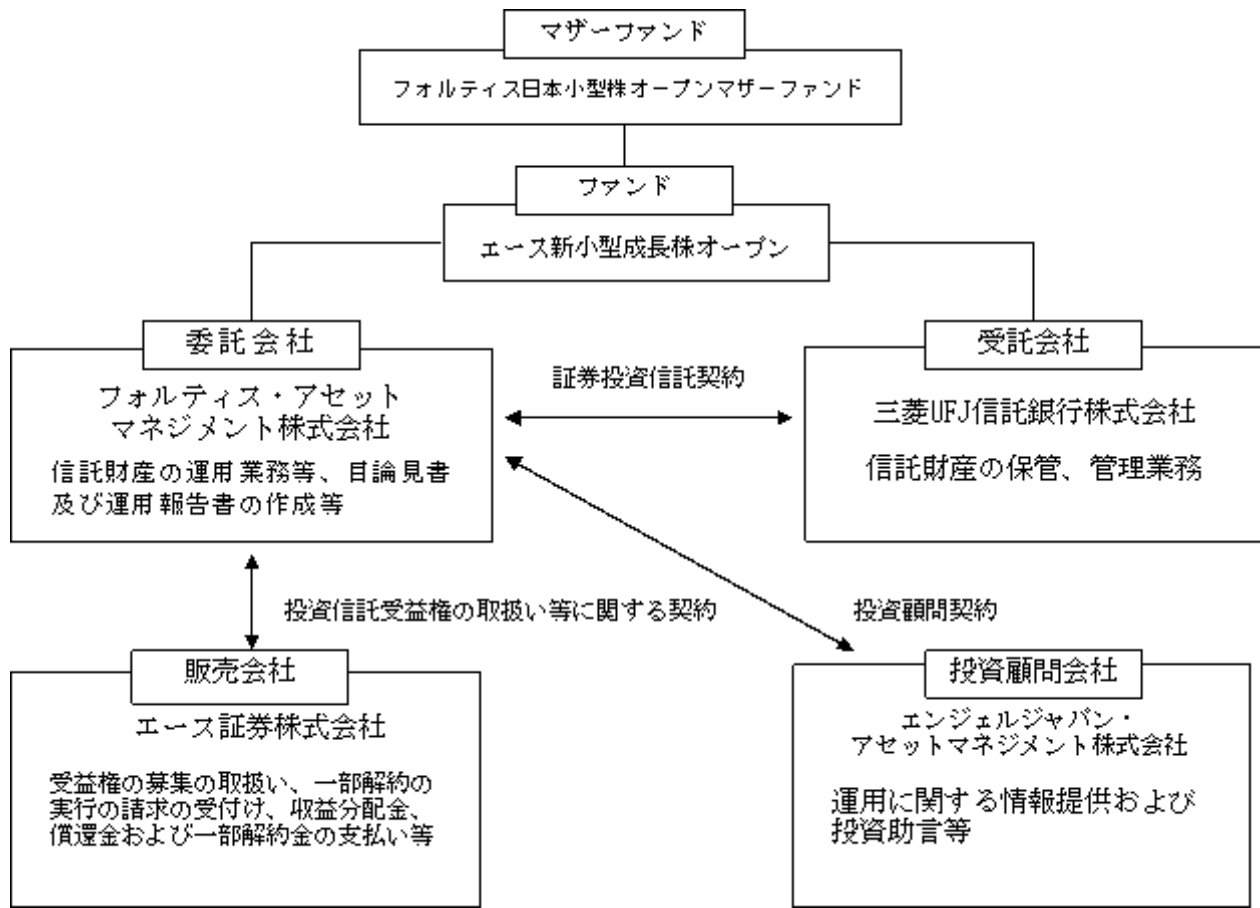
- (4) 投資対象資産による区分でその他資産とは、株式、債券、不動産投信(リート)以外の投資対象資産とし、当ファンドでは「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の受益証券を主な投資対象資産とし、マザーファンドを通じて中小型株の株式を実質投資対象資産とします。
- (5) 投資対象地域による区分で日本とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間で、証券投資信託契約を締結しております。信託契約期間は契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日までとなっております。

投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で、受益権の募集、売り出しの取扱いおよび収益分配金、償還金の支払等に関する契約を締結しております。

契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、販売会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長の取扱いについても同様です。

投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

B 委託会社等の概況

本書提出日現在の資本金の額 4億円

沿革

平成 4年 1月 コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立
平成 4年 4月 証券投資顧問業の登録
平成 6年 5月 投資一任契約に係る業務の認可
平成 9年11月 コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更
平成 9年12月 証券投資信託委託業の免許(平成10年法改正により認可)取得
平成19年11月 フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成20年10月 フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
Fortis Investment Management SA フォルティス・インベストメント・マ ネジメント・エスエー	Avenue de l'Astronomie14, 1210 Brussels, Belgium ベルギー王国1210ブリュッセル アストロノミー通り14	8,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<当ファンドの投資方針>

A 運用方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

B 投資態度

親投資信託受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。また、市況動向によっては有価証券への直接投資を行うこともあります。株式以外の資産への実質投資割合（親投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。親投資信託の運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元金が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<親投資信託の投資方針>

A 運用方針

この投資信託は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

B 投資態度

企業業績、株価ともに今後の成長性に注目し、潜在成長力が高いと見込まれる革新的な高成長企業の株式を厳選して分散投資します。

組入銘柄の選定にあたっては企業訪問によるボトムアップ・リサーチを基本とし、（イ）中長期高成長戦略の有無、妥当性、（ロ）短期的業績の信頼性、（ハ）企業経営者の理念、志、（ニ）財務面の裏付けなどを中心に成長性、収益性、安全性、革新性、株価水準を総合的に評価判断します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてフォルティス・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）
9. 特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
15. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとし、）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限り、）
3. 金銭債権（第1号、次号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

（3）【運用体制】

A 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

B 意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

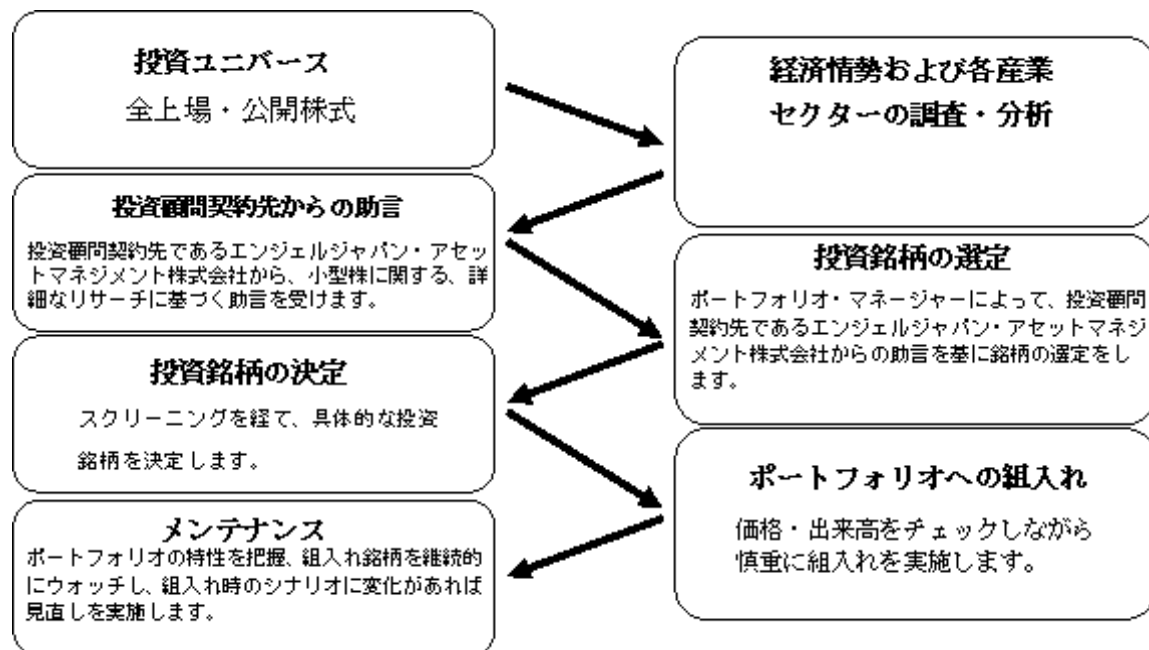
投資顧問契約先である、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査・分析情報及び運用戦略情報に基づいた助言を受けます。

ファンドマネージャーは、上記調査・分析結果及び投資顧問契約先であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を参考にして、運用戦略に沿った投資計画を作成し、銘柄のスクリーニングを経て、実際の投資を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックはパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会で行われます。コンプライアンス・オフィサーによる投資行動のチェック及び組入れ銘柄を継続的に注視します。組入れ時のシナリオに変化があれば見直しを実施すべく運用部門に注意喚起を行います。運用部門はこれを受け、組入れ銘柄の見直しを実施します。運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記「（３）運用体制」は、今後変更になる場合があります。

投資意思決定プロセス



（４）【分配方針】

A 収益分配方針

年2回決算を行ない、毎決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行ないます。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

B 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてた

め、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

C 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

A 信託約款に基づく主要な投資制限

<当ファンドの信託約款での主な投資制限>

親投資信託への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行ないません。

<親投資信託の信託約款での主な投資制限>

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資は行ないません。

B 信託約款に基づくその他の投資制限

<同一銘柄の株式等への投資制限>

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

< 同一銘柄の転換社債等への投資制限 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

< 信用取引の指図範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

< 先物取引等の運用指図 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ）

委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

< スワップ取引の運用指図・目的・範囲 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

< 金利先渡取引の運用指図 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

< 有価証券の貸付の指図および範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

C 法令により制限される取引等

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が 定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することになります。

A ファンドのもつリスクの特性

当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は、発行済株式時価総額及び取引される株式数が少なく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク

一般に、国内株式の価格動向は対象国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。ファンドにおいては投資株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険（経営不安、倒産等）が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意事項>

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、政変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

以下は投資信託についての一般的な留意事項になります。

投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

B 投資リスクに対する管理体制

リスク管理は、投資顧問会社と委託会社によって実施されます。双方のリスク測定結果は、同時に株式運用部長と担当ポートフォリオ・マネージャーに報告されます。株式運用部長はこれらのリスク測定結果を踏まえ、必要のある場合は、担当ポートフォリオ・マネージャーにリスク軽減の指示を出します。

一方、委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令および運用ガイドラインの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

パフォーマンス評価委員会

<構成メンバー>

運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、管理部門の代表者

<所管業務>

運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証

<権限 / 責任範囲>

運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

リスク管理委員会

< 構成メンバー >

管理部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用調査部門の代表者、パフォーマンス・メジャーメント担当部門の代表者

< 所管業務 >

バック・オフィスに係わるリスクの検証

< 権限 / 責任範囲 >

バック・オフィスに係わるリスクの提言

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た金額とします。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（年率）	委託会社	年0.3675%（税抜 年0.35%）
	販売会社	年0.7875%（税抜 年0.75%）
	受託会社	年0.105%（税抜 年0.10%）

前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

[]項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社は第1項の基本報酬に加えて、運用実績が一定の水準以上に達したとき、次の項に掲げる基準および計算式で算出された金額を、委託会社の信託報酬のうち実績報酬として信託財産より収受します。

実績報酬の基準

委託会社は、決算日前日における基準価額が、過去の決算日における最も高い基準価額を超えた部分について、同差額の21%（税抜20%）を実績報酬として受領します。

実績報酬は、次の計算式を用いて算出した額とします。

[実績報酬算出日の前営業日の基準価額 - 過去の決算日における最も高い基準価額]

× 受益権総口数 × 21%（税込）

上記の実績報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も間接的に負担します。

信託事務の諸費用

- ・ 信託財産に関する租税
- ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ 1）
- ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類等の作成及び印刷費用（ 2）
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用

売買・保管等に要する費用 >

- ・ ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等
- ・ 先物・オプション取引に要する費用
- ・ その他の金融商品取引に要する費用

資金の借入れ

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等

その他

- ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・ 当該各費用に係る消費税相当額

委託会社は、前記の監査費用（ 1 ）及び法定書類等の費用（ 2 ）をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率 0.105%（税抜 0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなし、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）を表示することが出来ません。

上記ファンドで間接的にご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（ 5 ）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることもあります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の 収益分配金の課税について をご参照下さい。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元金と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個人、法人別の課税の取扱いについて >

A 個人の受益者に対する課税

収益分配金

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率が適用となり課税されます。

1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円以下の場合

税率10%が適用（所得税7%および地方税3%） 1

1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円超の場合

100万円超の部分につき、税率20%が適用（所得税15%および地方税5%） 2

- 1 平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合には源泉徴収となり、原則として確定申告は不要です。
- 2 100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要になります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）となります。

解約によるご換金時および償還時

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

課税扱いとなる解約価額(基準価額-信託財産留保額)、償還価額の差益は譲渡所得とみなして、以下の税率が適用となり課税されます。

1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合

税率10%が適用（所得税7%および地方税3%） 3

1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円超の場合

500万円超の部分につき、税率20%が適用（所得税15%および地方税5%） 4

- 3 解約によるご換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用となります。（源泉徴収ありの特定口座は、確定申告は不要です。）
- 4 特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

損益通算について

ご換金時および償還により発生した損失は、他の上場株式等の譲渡損益と通算することができます。また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

平成21年1月1日より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算が可能となりました。

B 法人の受益者に対する課税 5

平成21年3月31日までの間は、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記7%の税率は平成21年4月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることもあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年11月末日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	1,327,660,163	100.11
小計		1,327,660,163	100.11
その他の資産（負債控除後）			
現金・預金・その他		1,500,522	0.11
小計		1,500,522	0.11
合計（純資産総額）		1,326,159,641	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位を四捨五入してあります。

(参考情報：フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資状況・投資資産)

(1)投資状況

平成20年11月末日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	1,467,541,400	89.46
小計		1,467,541,400	89.46
その他の資産（負債控除後）			
現金・預金・その他		172,973,875	10.54
小計		172,973,875	10.54
合計（純資産総額）		1,640,515,275	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 主要投資銘柄

平成20年11月末日現在

順位	種類	銘柄名	国名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フォルティス日本小型株オープンマザーファンド	日本	-	1,377,467,946	0.1993	274,657,454	0.2271	312,822,970	100.16

b 種類別の投資比率

平成20年11月末日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成20年11月末日現在

順位	国別	種類	銘柄名称(正式)	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	フリービット	情報・通信業	130	385,000	50,050,000	530,000	68,900,000	4.20
2	日本	株式	GCAサヴィアングループ	サービス業	290	181,182	52,542,901	219,700	63,713,000	3.88
3	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	142	357,000	50,694,000	444,000	63,048,000	3.84
4	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	6,900	6,273	43,283,509	9,100	62,790,000	3.83
5	日本	株式	エヌ・ビー・シー	機械	16,800	3,063	51,452,505	3,580	60,144,000	3.67
6	日本	株式	Monotaro	小売業	234	235,000	54,990,000	254,000	59,436,000	3.62
7	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	219	183,191	40,118,853	266,000	58,254,000	3.55
8	日本	株式	ビットアイル	情報・通信業	865	68,855	59,559,858	65,900	57,003,500	3.47
9	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	160	327,689	52,430,230	356,000	56,960,000	3.47
10	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	370	152,654	56,481,949	152,500	56,425,000	3.44
11	日本	株式	ザッパラス	情報・通信業	220	221,000	48,620,000	249,500	54,890,000	3.35
12	日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	270	143,000	38,610,000	196,600	53,082,000	3.24
13	日本	株式	コスモス薬品	小売業	32,000	1,056	33,792,000	1,397	44,704,000	2.72
14	日本	株式	SBIペリトランス	情報・通信業	1,642	25,600	42,035,200	26,450	43,430,900	2.65
15	日本	株式	一休	サービス業	1,282	34,950	44,805,900	32,800	42,049,600	2.56
16	日本	株式	インフォマート	サービス業	260	90,000	23,400,000	160,000	41,600,000	2.54
17	日本	株式	グリーンホスピタルサプライ	卸売業	1,080	27,900	30,132,000	37,150	40,122,000	2.45
18	日本	株式	フルスピード	サービス業	325	107,700	35,002,500	120,200	39,065,000	2.38
19	日本	株式	ソースネクスト	情報・通信業	790	52,200	41,238,000	47,500	37,525,000	2.29
20	日本	株式	ウェルネット	サービス業	648	51,000	33,048,000	50,900	32,983,200	2.01
21	日本	株式	太陽工機	機械	26,800	1,140	30,552,000	1,220	32,696,000	1.99
22	日本	株式	ソフトクリエイト	卸売業	50,300	570	28,671,000	650	32,695,000	1.99
23	日本	株式	アイケイコーポレーション	卸売業	1,017	32,250	32,798,250	30,000	30,510,000	1.86
24	日本	株式	タケエイ	サービス業	28,500	860	24,510,000	969	27,616,500	1.68
25	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	情報・通信業	105	276,007	28,980,735	246,000	25,830,000	1.57
26	日本	株式	チムニー	小売業	20,100	1,050	21,105,000	1,250	25,125,000	1.53
27	日本	株式	夢の街創造委員会	サービス業	400	58,900	23,560,000	61,000	24,400,000	1.49
28	日本	株式	ソディックハイテック	機械	560	16,000	8,960,000	40,000	22,400,000	1.37
29	日本	株式	ニューフレアテクノロジー	機械	340	56,000	19,040,000	60,900	20,706,000	1.26

順位	国別	種類	銘柄名称(正式)	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
30	日本	株式	プロシップ	情報・通信 業	25,200	910	22,932,000	800	20,160,000	1.23

b 業種別の投資比率

平成20年11月末日現在

国別	種類	業種	投資比率 (%)
日本	株式	サービス業	27.99
		その他金融業	1.09
		その他製品	3.83
		卸売業	6.30
		化学	0.47
		機械	8.29
		建設業	3.24
		小売業	11.43
		情報・通信業	24.59
		精密機器	1.01
		電気機器	0.17
		非鉄金属	1.05
合計			89.46

投資不動産物件

該当事項はありません

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成19年11月末日から平成20年11月末日における各月末日ならびに各決算期末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成18年10月30日）	7,619	7,619	7,778	7,778
第2期	（平成19年 5月 1日）	4,940	4,940	6,372	6,372
第3期	（平成19年10月29日）	4,072	4,072	5,724	5,724
第4期	（平成20年 4月28日）	2,385	2,385	3,699	3,699
第5期	（平成20年10月28日）	1,172	1,172	2,045	2,045
	平成19年11月末日	3,489	-	5,048	-
	平成19年12月末日	3,119	-	4,637	-
	平成20年 1月末日	2,645	-	3,992	-
	平成20年 2月末日	2,608	-	3,963	-
	平成20年 3月末日	2,378	-	3,660	-
	平成20年 4月末日	2,409	-	3,736	-
	平成20年 5月末日	2,593	-	4,049	-
	平成20年 6月末日	2,319	-	3,702	-
	平成20年 7月末日	2,107	-	3,494	-
	平成20年 8月末日	1,930	-	3,260	-
	平成20年 9月末日	1,686	-	2,890	-
	平成20年10月末日	1,235	-	2,156	-
	平成20年11月末日	1,326	-	2,329	-

(注) 上記の基準価額は、1万口当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	0
第2期計算期末	0
第3期計算期末	0
第4期計算期末	0
第5期計算期末	0

【収益率の推移】

		収益率（%）
第1期	（平成18年10月30日）	22.2
第2期	（平成19年 5月 1日）	18.1
第3期	（平成19年10月29日）	10.2
第4期	（平成20年 4月28日）	35.4
第5期	（平成20年10月28日）	44.7

(注) 各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年1月27日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年2月28日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎての申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

お申込単位

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に下記の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一般コース：1万口単位

自動けいぞく投資コース：1口単位

委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約の申込の受付時間は午後3時までとします。（わが国の金融商品取引所の半休日の場合の受付時間は午前11時までとします。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、[] 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回し

ない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託会社は、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(www.fortis-am.com)でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益権を発行しませんので、受益権の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年4月29日から10月28日および10月29日から翌年4月28日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

() ファンドの償還条件

信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、
[]項の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[]項から[]項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、[]項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記()約款の変更等にしたいがいます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記() []項に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 償還金について

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、200億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、[]項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(VI) 運用報告書

委託会社は、毎期決算後および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1.資産管理等の概要(5)その他()ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「()信託約款の変更等」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。ただ

し、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「1.資産管理等の概要(5)その他()ファンドの償還条件」または「()信託約款の変更等」に規定する公告または書面に付記します。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年10月30日から平成20年4月28日まで）及び、第5期計算期間（平成20年4月29日から平成20年10月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【エース新小型成長株オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成20年4月28日現在)	第5期 (平成20年10月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	36,096
親投資信託受益証券	2,385,389,749	1,178,787,068
未収入金	19,799,483	16,819,700
流動資産合計	2,405,189,232	1,195,642,864
資産合計	2,405,189,232	1,195,642,864
負債の部		
流動負債		
未払解約金	366,300	8,736,000
未払受託者報酬	1,494,869	1,089,378
未払委託者報酬	16,443,557	11,983,162
その他未払費用	1,494,757	1,089,256
流動負債合計	19,799,483	22,897,796
負債合計	19,799,483	22,897,796
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 6,448,252,130	1, 2 5,734,604,119
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 4,062,862,381	3 4,561,859,051
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	2,385,389,749	1,172,745,068
純資産合計	2,385,389,749	1,172,745,068
負債純資産合計	2,405,189,232	1,195,642,864

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期		第5期	
	自 平成19年10月30日 至 平成20年4月28日		自 平成20年4月29日 至 平成20年10月28日	
営業収益				
受取利息		111		16
有価証券売買等損益		1,367,256,939		959,853,959
営業収益合計		1,367,256,828		959,853,943
営業費用				
受託者報酬		1,494,869		1,089,378
委託者報酬		16,443,557		11,983,162
その他費用		1,494,757		1,089,256
営業費用合計		19,433,183		14,161,796
営業損失()		1,386,690,011		974,015,739
経常損失()		1,386,690,011		974,015,739
当期純損失()		1,386,690,011		974,015,739
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		84,622,351		25,433,006
期首剰余金又は期首欠損金()		3,041,630,566		4,062,862,381
剰余金増加額又は欠損金減少額		303,905,684		451,577,110
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		303,905,684		451,577,110
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,069,839		1,991,047
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		23,069,839		1,991,047
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金()		4,062,862,381		4,561,859,051

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自平成19年10月30日 至平成20年4月28日	第5期 自平成20年4月29日 至平成20年10月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成19年10月28日が休日のため、前計算期間末日を平成19年10月29日としております。	計算期間末日の取扱い

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (平成20年4月28日現在)	第5期 (平成20年10月28日現在)
1 期首元本額	7,113,545,051 円	6,448,252,130 円
期中追加設定元本額	44,852,885 円	3,073,319 円
期中解約元本額	710,145,806 円	716,721,330 円
2 計算期間末日における受益権の総数	6,448,252,130 口	5,734,604,119 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,062,862,381円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,561,859,051円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自平成19年10月30日 至平成20年4月28日	第5期 自平成20年4月29日 至平成20年10月28日
1分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)であり、分配は行っておりません。	1分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1万口当たり0円)であり、分配は行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 (平成20年4月28日現在)		第5期 (平成20年10月28日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,385,389,749 円	1,271,003,126 円	1,178,787,068 円	927,880,585 円
合計	2,385,389,749 円	1,271,003,126 円	1,178,787,068 円	927,880,585 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第4期(平成20年4月28日現在)

該当事項はありません。

第5期(平成20年10月28日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期(自平成19年10月30日 至 平成20年4月28日)

該当事項はありません。

第5期(自平成20年4月29日 至 平成20年10月28日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第4期 (平成20年4月28日現在)		第5期 (平成20年10月28日現在)	
1口当たり純資産額	0.3699 円	1口当たり純資産額	0.2045 円
(1万口当たり純資産額)	(3,699 円)	(1万口当たり純資産額)	(2,045 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託受益証券	フォルティス日本小型株オープンマザーファンド	5,917,605,765 円	0.1992 円	1,178,787,068 円
合計		5,917,605,765 円		1,178,787,068 円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年4月28日現在)	(平成20年10月28日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		90,977,852	101,817,507
株式		2,786,617,300	1,307,491,450
未収入金		38,273,715	75,537,419
未収配当金		22,180,755	3,508,200
未収利息		872	976
流動資産合計		2,938,050,494	1,488,355,552
資産合計		2,938,050,494	1,488,355,552
負債の部			
流動負債			
未払金		21,518,203	16,865,781
未払解約金		25,092,014	20,196,091
流動負債合計		46,610,217	37,061,872
負債合計		46,610,217	37,061,872
純資産の部			
元本等			
元本	1,4	8,112,251,112	7,285,300,937
剰余金			
剰余金又は欠損金()	3	5,220,810,835	5,834,007,257
元本等合計		2,891,440,277	1,451,293,680
純資産合計		2,891,440,277	1,451,293,680
負債純資産合計		2,938,050,494	1,488,355,552

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成19年10月30日 至平成20年4月28日	自平成20年4月29日 至平成20年10月28日
有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所等における 最終相場（最終相場がないものについ ては、それに準ずる価額）、金融商品取 引所等の発表する基準値段又は金融商 品取引業者等から提示される気配相場 に基づいて評価しております。	株式 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成20年4月28日現在）	（平成20年10月28日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,070,940,521 円	8,112,251,112 円
同期中における追加設定元本額	203,140,406 円	59,447,587 円
同期中解約元本額	1,161,829,815 円	886,397,762 円
2 同期末における元本の内訳		
フォルティス日本小型株オープン	1,419,238,346 円	1,367,695,172 円
エース新小型成長株オープン	6,693,012,766 円	5,917,605,765 円
計	8,112,251,112 円	7,285,300,937 円
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,220,810,835円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,834,007,257円であります。
4 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	8,112,251,112 口	7,285,300,937 口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成20年4月28日現在）		（平成20年10月28日現在）	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,786,617,300 円	1,087,871,553 円	1,307,491,450 円	995,313,007 円
合計	2,786,617,300 円	1,087,871,553 円	1,307,491,450 円	995,313,007 円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

（平成20年4月28日現在）

該当事項はありません。

（平成20年10月28日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成19年10月30日 至 平成20年4月28日）

該当事項はありません。

（自平成20年4月29日 至 平成20年10月28日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成20年4月28日現在）	（平成20年10月28日現在）
1口当たり純資産額	0.3564 円	1口当たり純資産額 0.1992 円
（1万口当たり純資産額）	（3,564 円）	（1万口当たり純資産額） （1,992 円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
エス・エム・エス	187	327,000	61,149,000	
ビットアイル	851	69,000	58,719,000	
日本M&Aセンター	161	357,000	57,477,000	
デジタルハーツ	372	152,600	56,767,200	
MonotaRO	240	235,000	56,400,000	
フリービット	143	385,000	55,055,000	
GCAサヴィアングループ	276	180,000	49,680,000	
ザッパラス	220	221,000	48,620,000	
一休	1,322	34,950	46,203,900	
スタートトゥデイ	250	182,600	45,650,000	
SBIペリトランス	1,642	25,600	42,035,200	
エヌ・ピー・シー	14,000	2,995	41,930,000	
ソースネクスト	790	52,200	41,238,000	
ダイセキ環境ソリューション	270	143,000	38,610,000	
フルスピード	325	107,700	35,002,500	
フルヤ金属	5,900	5,920	34,928,000	
コスモス薬品	32,000	1,056	33,792,000	
ウェルネット	648	51,000	33,048,000	
チムニー	31,300	1,050	32,865,000	
アイケイコーポレーション	1,017	32,250	32,798,250	
太陽工機	26,800	1,140	30,552,000	
ソフトクリエイト	53,300	570	30,381,000	
グリーンホスピタルサプライ	1,080	27,900	30,132,000	
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	101	276,000	27,876,000	
タケエイ	28,500	860	24,510,000	
プロシップ	25,900	910	23,569,000	
夢の街創造委員会	400	58,900	23,560,000	
インフォマート	260	90,000	23,400,000	
エスアールジー・タカミヤ	65,000	310	20,150,000	
ニューフレアテクノロジー	340	56,000	19,040,000	
イー・ギャランティ	170	104,200	17,714,000	
FCM	15,200	962	14,622,400	
エルモ社	55,000	257	14,135,000	
ジェイコム	138	99,300	13,703,400	
アイレップ	175	71,400	12,495,000	
AQインタラクティブ	310	39,000	12,090,000	
いい生活	370	30,600	11,322,000	
UBIC	5,100	2,155	10,990,500	
ミマキエンジニアリング	237	38,800	9,195,600	
ソディックハイテック	560	16,000	8,960,000	
応用医学研究所	8,300	1,050	8,715,000	
トリケミカル研究所	52,700	152	8,010,400	
データホライゾン	6,000	890	5,340,000	
シニアコミュニケーション	248	17,700	4,389,600	
VSN	900	745	670,500	
合計	439,003		1,307,491,450	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年11月末日

資産総額	1,327,891,463 円
負債総額	1,731,822 円
純資産総額（ - ）	1,326,159,641 円
発行済数量	5,694,323,525 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.2329 円 (2,329 円)

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成18年2月28日）から第5期末（平成20年10月28日）までの販売及び一部約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	10,068,107,221	273,300,914
第2期	225,717,364	2,267,386,143
第3期	254,270,808	893,863,285
第4期	44,852,885	710,145,806
第5期	3,073,319	716,721,330

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a 資本の額

本書提出日現在の資本金の額	4億円
会社が発行する株式総数	13,000株
発行済株式総数	8,000株
平成10年12月 資本金を480百万円に増資	
平成10年12月 資本金を1,750百万円に増資	
平成13年 9月 資本金を2,750百万円に増資	
平成14年12月 資本金を400百万円に減資	

b 委託会社等の機構

(1) 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、その他の役付取締役を選任することができます。また、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役の全員に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会の招集通知は1週間前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- A 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析、検討を行います。
- B 上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。
- C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- D ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会で行なわれます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在のファンド数は89本、純資産総額は238,258百万円です。

追加型株式投資信託 66本

単位型株式投資信託 23本

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府例」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。ただし、第16期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）を適用しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府例」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第17期事業年度（自平成19年4月1日至平成19年12月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第16期事業年度 優成監査法人

第17期事業年度 あずさ監査法人

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第16期 (平成19年3月31日現在)			第17期 (平成19年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			109			149	
預金	* 2		720,221			710,249	
前払費用	* 2		7,552			13,282	
未収委託者報酬			260,924			384,917	
未収投資顧問料			131,246			173,013	
未収収益			24,790			-	
立替金			24,394			7,807	
未収入金			22,116			-	
繰延税金資産			95,240			517,732	
その他流動資産			-			34,039	
流動資産計			1,286,592	93.1		1,841,192	55.2
固定資産							
1 有形固定資産			29,646	2.2		22,055	0.7
建物附属設備	* 1	20,979			12,379		
工具器具備品	* 1	8,667			9,675		
2 無形固定資産			1,982	0.1		1,663	0.0
電話加入権		1,167			1,166		
ソフトウェア		815			496		
3 投資その他の資産			63,025	4.6		1,470,617	44.1
長期差入保証金		46,514			55,561		
投資有価証券		16,511			6,445		
繰延税金資産		-			1,408,611		
固定資産計			94,653	6.9		1,494,336	44.8
資産合計			1,381,245	100.0		3,335,528	100.0

期別		第16期 (平成19年3月31日現在)			第17期 (平成19年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			35,857			26,067	
未払金			223,740			221,027	
未払手数料		222,531			215,469		
その他未払金	* 2	1,209			5,558		
未払費用			80,004			81,534	
未払法人税等			2,640			1,859,500	
未払消費税等			14,703			1,216	
賞与引当金			-			69,530	
その他流動負債			-			1,685	
流動負債計			356,944	25.8		2,260,562	67.8
固定負債							
退職給付引当金			27,162			34,975	
固定負債計			27,162	2.0		34,975	1.0
負債合計			384,106	27.8		2,295,538	68.8

期別		第16期 (平成19年3月31日現在)			第17期 (平成19年12月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
1 資本金			400,000	28.9		400,000	12.0
2 資本剰余金							
(1) その他資本剰余金		41,006			41,006		
資本剰余金合計			41,006	3.0		41,006	1.2
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		556,622			599,734		
利益剰余金合計			556,622	40.3		599,734	18.0
株主資本合計			997,628	72.2		1,040,740	31.2
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金			489			749	
評価・換算差額等合計			489	0.0		749	0.0
純資産合計			997,139	72.2		1,039,990	31.2
負債純資産合計			1,381,245	100.0		3,335,528	100.0

（２）【損益計算書】

期別		第16期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第17期 自平成19年4月1日 至平成19年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			1,225,556			1,223,062	
投資顧問料			486,608			363,042	
その他営業収益			45,110			19,640	
営業収益計			1,757,274	100.0		1,605,745	100.0
営業費用							
支払手数料			309,796			348,598	
広告宣伝費			500			8,767	
受益証券発行費			35,960			62,870	
調査費			631,715			476,985	
調査費		75,999			68,087		
委託調査費		555,716			408,897		
委託計算費			32,828			33,211	
営業雑経費			11,239			10,425	
通信費		9,404			8,067		
諸会費		1,298			547		
その他営業雑経費		537			1,810		
営業費用計			1,022,038	58.1		940,859	58.6
一般管理費							
給料			331,534			364,655	
役員報酬	* 1	51,134			45,150		
役員賞与		16,163			12,818		
給料・手当		228,033			214,169		
賞与		36,204			22,985		
賞与引当金繰入額		-			69,530		

期別		第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
交際費			1,335			438	
旅費交通費			7,355			7,217	
租税公課			7,445			25,676	
不動産賃借料	* 2		37,484			49,370	
退職給付費用			5,889			6,567	
固定資産減価償却費			7,935			5,383	
諸経費	* 2		66,463			83,362	
一般管理費計			465,440	26.5		542,672	33.8
営業利益			269,796	15.4		122,213	7.6
営業外収益							
受取利息			2			-	
為替差益			2,334			-	
雑収入			7,826			8,432	
営業外収益計			10,162	0.5		8,432	0.5
営業外費用							
支払保証料	* 2		62			62	
投資有価証券評価損			44			9,805	
為替差損			-			310	
雑損失			3			7,444	
営業外費用計			109	0.0		17,622	1.1
経常利益			279,849	15.9		113,024	7.0
特別利益							
退職給付引当金戻入益			1,783			714	
その他特別利益			-			72	
特別利益計			1,783	0.1		786	0.0

期別		第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
特別損失							
固定資産除却損	* 4		274			26,270	
本社移転関連費用			-			17,085	
特別損失計			274	0.0		43,355	2.7
税引前当期純利益			281,358	16.0		70,455	4.4
法人税等	* 3	290			1,858,446		
法人税等調整額		2,416	2,706	0.1	1,831,102	27,342	1.7
当期純利益			278,652	15.9		43,112	2.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高（千円）	400,000	41,006	277,970	718,976	38	38	719,014
事業年度中の変動額							
当期純利益			278,652	278,652			278,652
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					527	527	527
事業年度中の変動額合計（千円）			278,652	278,652	527	527	278,125
平成19年3月31日残高（千円）	400,000	41,006	556,622	997,628	489	489	997,139

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高（千円）	400,000	41,006	556,622	997,628	489	489	997,139
事業年度中の変動額							
当期純利益			43,112	43,112			43,112
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					260	260	260
事業年度中の変動額合計（千円）			43,112	43,112	260	260	42,852
平成19年12月31日残高（千円）	400,000	41,006	599,734	1,040,740	749	749	1,039,990

重要な会計方針

科目	期 別 第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しており ます。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p> <p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取 得したもの 旧定額法によっておりま す。 平成19年4月1日以降に取 得したもの 定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の 通りです 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法 等の一部を改正する法律」平成 19年3月30日法律第6号及び 「法人税法施行令の一部を改正 する政令」平成19年3月30日政 令第83号）に伴い、平成19年4 月1日以降に取得した有形固定 資産の減価償却の方法は、改正 後の同法に定める「定額法」に よっております。これによる財 務諸表に与える影響額は軽微で あります。</p>

科目	期 別 第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
2. 固定資産の減価償却の方法	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支払見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております(簡便法)。	(2) 無形固定資産 同 左 (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支払見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 同 左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左

期 別 科 目	第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
6. 決算日の変更に関する事項		平成19年10月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。そのため、移行期である当事業年度は平成19年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。

会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>
<p>(役員賞与に係る会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に係る会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 当事業年度における従来の表示による資本の部の合計に相当する額は997,139千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>
<p>前事業年度において、流動負債の「未払費用」に含めて表示していた「未払消費税等」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における「未払消費税等」は、10,197千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第16期 (平成19年3月31日現在)	第17期 (平成19年12月31日現在)																																			
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">49,052</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">51,915</td> <td></td> </tr> </table> <p>* 2 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">161,807</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p>* 3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">授権株式数</td> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> <td style="text-align: right;">株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発行済株式総数</td> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> <td style="text-align: right;">株</td> </tr> </table> <p>* 4 平成15年6月27日開催の定時株主総会において、下記の欠損填補を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資本金及び資本準備金減少差益</td> <td style="text-align: right;">219,913</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">平成16年6月28日開催の定時株主総会において、下記の欠損填補を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資本金及び資本準備金減少差益</td> <td style="text-align: right;">75,320</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	49,052	千円	工具器具備品	51,915		預金	161,807	千円	授権株式数	普通株式	13,000	株	発行済株式総数	普通株式	8,000	株	資本金及び資本準備金減少差益	219,913	千円	資本金及び資本準備金減少差益	75,320	千円	<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">202</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">6,324</td> <td></td> </tr> </table> <p>* 2 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前払費用</td> <td style="text-align: right;">7,775</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他未払金</td> <td style="text-align: right;">609</td> <td></td> </tr> </table> <p>* 3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>* 4</p>	建物附属設備	202	千円	工具器具備品	6,324		前払費用	7,775	千円	その他未払金	609	
建物附属設備	49,052	千円																																		
工具器具備品	51,915																																			
預金	161,807	千円																																		
授権株式数	普通株式	13,000	株																																	
発行済株式総数	普通株式	8,000	株																																	
資本金及び資本準備金減少差益	219,913	千円																																		
資本金及び資本準備金減少差益	75,320	千円																																		
建物附属設備	202	千円																																		
工具器具備品	6,324																																			
前払費用	7,775	千円																																		
その他未払金	609																																			

注記事項

（損益計算書関係）

第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
<p>* 1 役員報酬の範囲額</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役 年額 200,000 千円以内 監査役 年額 30,000 千円以内</p> <p>* 2 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">不動産賃借料 2,075 千円 支払保証料 62</p> <p>* 3 法人税等 法人税等290千円は住民税であります。</p> <p>* 4 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">工具器具備品 274 千円</p>	<p>* 1</p> <p>* 2 関係会社との取引 金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。</p> <p>* 3 法人税等 法人税等1,858,446千円のうち法人税は1,271,140千円、住民税は267,138千円、事業税は320,167千円であります。</p> <p>* 4 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物附属設備 18,971 千円 工具器具備品 7,329</p>

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株			8,000株

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株			8,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上 額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他			
	小計			
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	2,000	1,511	489
	小計	2,000	1,511	489
合計		2,000	1,511	489

第17期(自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上 額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他			
	小計			
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	2,000	1,250	749
	小計	2,000	1,250	749
合計		2,000	1,250	749

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第17期(自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 投資有価証券のうち非上場有価株式の内容

第16期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	15,000

第17期（自平成19年4月1日至平成19年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	5,195

投資有価証券のうち、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる有価証券について、9,805千円の減額処理をしております。

（退職給付関係）

第16期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	第17期 自平成19年4月1日 至平成19年12月31日																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>27,162 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>27,162 千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>5,889 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>5,889 千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	27,162 千円	退職給付引当金	27,162 千円	勤務費用	5,889 千円	退職給付費用	5,889 千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>34,975 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>34,975 千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>6,567 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>6,567 千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	34,975 千円	退職給付引当金	34,975 千円	勤務費用	6,567 千円	退職給付費用	6,567 千円
退職給付債務	27,162 千円																
退職給付引当金	27,162 千円																
勤務費用	5,889 千円																
退職給付費用	5,889 千円																
退職給付債務	34,975 千円																
退職給付引当金	34,975 千円																
勤務費用	6,567 千円																
退職給付費用	6,567 千円																

(税効果会計関係)

第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
千円	千円
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金	税務上の営業権計上額
91,653	1,742,974
その他	未払事業税
14,839	137,929
繰延税金資産小計	賞与引当金損金不算入額
106,492	28,279
評価性引当額	退職給付引当金損金不算入額
11,252	14,231
繰延税金資産合計	その他
95,240	2,928
繰延税金負債合計	繰延税金資産合計
-	1,926,343
繰延税金資産の純額	繰延税金負債合計
95,240	-
	繰延税金資産の純額
	1,926,343
	当社は連結納税制度を採用しているフォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社の完全子会社となったため、第18期事業年度より連結納税へ加入しております。これにより、加入直前事業年度に当たる当期末において、税務上、営業権4,283,545千円を加算調整しております。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
40.7	40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
2.6	7.7
税務上の繰越欠損金の利用	評価性引当額の変動
43.2	16.0
評価性引当額	住民税均等割
0.5	5.7
その他	その他
0.4	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負率	税効果会計適用後の法人税等の負率
1.0	38.8

(関連当事者との取引)

第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG (注1)	ドイツ、 フランクフルト市	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有 間接 100%	兼任 1名	なし	預金 (注2)	千円 -	預金	千円 161,807
								不動産賃借料の支払 (注3)	千円 2,075		千円
								保証料の支払 (注4)	千円 62		千円
								保証債務 (被保証) (注4)	千円 25,000		千円

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。

(注2) 預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生しておりません。

(注3) 賃借料は、実勢価格によっております。

(注4) 支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	ドイツ、フランクフルト市	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用投資顧問業		なし	情報提供契約 投資顧問契約	情報提供料の受取（注1）	千円 18,080	未収収益	千円 24,790
								投資顧問報酬の支払（注2）	千円 15,674	未払費用	千円 18,131
親会社の子会社	コメルツバンク（サウスイーストアジア）Ltd.	シンガポール、シンガポール市	千シンガポールドル 3,000	銀行業		なし	情報提供契約	情報提供料の受取（注3）	千円 13,279	未収収益	千円 -
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・管理業		なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取（注4）	千円 6,730	未収投資顧問料	千円 607
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント Ltd.	アイルランド、ダブリン市	千ユーロ 275	ファンド資産の運用・管理業		なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取（注4）	千円 2,937	未収投資顧問料	千円 1,403

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。

（注2）投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。

（注3）情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。

（注4）投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第17期(自平成19年4月1日至平成19年12月31日)

1.平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG (注1)	ドイツ、 フランクフルト市	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有 間接 100%	兼任 1名	なし	預金 (注2)	千円 -		千円
								不動産賃借料の支払 (注3)	千円 1,211		千円
								保証料の支払 (注4)	千円 62		千円
								保証債務(被保証) (注4)	千円 25,000		千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。
- (注2) 預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生しておりません。
- (注3) 賃借料は、実勢価格によっております。
- (注4) 支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。
- (注5) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	ドイツ、フランクフルト市	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用投資顧問業		なし	情報提供契約 投資顧問契約	情報提供料の受取（注1）	千円 4,511		千円
								投資顧問報酬の支払（注2）	千円 8,468		千円
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・管理業		なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取（注4）	千円 4,307		千円

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。
- (注2) 投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。
- (注3) 情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。
- (注4) 投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注5) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

2. 平成19年11月から平成19年12月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社	東京都千代田区	千円 200,010	純粋持株会社	被所有直接 100%	兼任 2名	グループ管理会社	不動産賃借料の支払 (注1)	千円 13,466	前払費用	千円 7,775
										その他未払金	千円 609
									リース料等の支払 (注1)	千円 17,605	千円
									社員の出向者受け入れ	千円 4,582	千円

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	千円 449,000	投資顧問会社		なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 1,710	その他未払金	千円 3,736

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

（1株当たり情報）

第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日		第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	
1株当たり純資産額	124,642.36 円	1株当たり純資産額	129,998.85 円
1株当たり当期純利益	34,831.47 円	1株当たり当期純利益	5,389.07 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
当期純利益（千円）	278,652	43,112
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	278,652	43,112
期中平均株式数	8,000	8,000

（重要な後発事象）

第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
	<p>当社は、平成20年2月末の法人税等に係る予定納付資金として、平成20年2月22日に開催された取締役会の決議に基づき、以下の資金借入を実行しております。</p> <p>借入先 フォルティス銀行東京支店 借入金額 13億円 信用供与額 20億円 借入条件 金利：3ヵ月 円LIBOR + 0.75% 担保：無担保 借入実行日 平成20年2月28日 返済期限 平成21年2月27日</p>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
・流動資産			
現金及び預金		391,753	
未収委託者報酬		460,320	
未収運用受託報酬		182,795	
繰延税金資産		389,345	
その他の流動資産		54,328	
流動資産合計		1,478,543	45.1
・固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	* 1	12,384	
器具備品	* 1	8,697	
有形固定資産合計		21,082	0.6
無形固定資産	* 1	1,457	0.0
投資その他の資産			
長期差入保証金		223,385	
投資有価証券		6,316	
繰延税金資産		1,550,530	
投資その他の資産 合計		1,780,232	54.3
固定資産合計		1,802,771	54.9
資産合計		3,281,314	100.0

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
・流動負債			
短期借入金	* 2	1,650,000	
預り金		29,108	
未払金		343,831	
未払費用		87,622	
未払消費税	* 3	17,894	
未払法人税等		938	
賞与引当金		66,372	
本社移転費用損失引 当金		30,304	
流動負債合計		2,226,070	67.8
・固定負債			
退職給付引当金		48,057	
固定負債合計		48,057	1.5
負債合計		2,274,128	69.3

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)	
		金額	構成比
(純資産の部)		千円	%
・株主資本			
資本金		400,000	12.2
資本剰余金			
その他資本剰余金		41,006	
資本剰余金合計		41,006	1.2
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		567,058	
利益剰余金合計		567,058	17.3
株主資本合計		1,008,064	30.7
・評価・換算差額等			
その他有価証券評価 差額金		878	
評価・換算差額等 合計		878	0.0
純資産合計		1,007,186	30.7
負債純資産合計		3,281,314	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第18期中間会計期間 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日	
		金額	百分比
. 営業収益		千円	%
委託者報酬		924,677	
運用受託報酬		246,688	
その他営業収益		4,560	
営業収益計		1,175,927	100.0
. 営業費用及び一般管理費	* 1	1,190,501	101.2
営業損失		14,574	1.2
. 営業外収益		9,970	0.8
. 営業外費用	* 2	10,825	0.9
経常損失		15,430	1.3
. 特別損失	* 3	30,304	2.6
税引前中間純損失		45,734	3.9
法人税、住民税及び事業税	* 4	475	0.0
法人税等調整額		13,533	1.1
中間純損失		32,676	2.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成19年12月31日残高（千円）	400,000	41,006	599,734	1,040,740	749	749	1,039,990
中間会計期間中の変動額							
中間純損失			32,676	32,676			32,676
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					128	128	128
中間会計期間中の変動額合計（千円）			32,676	32,676	128	128	32,804
平成20年6月30日残高（千円）	400,000	41,006	567,058	1,008,064	878	878	1,007,186

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第18期中間会計期間 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法）により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10年～15年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支払見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 本社移転費用損失引当金 下期に予定されている本社事務所移転に際し、発生が見込まれる費用及び損失のうち当期の負担に帰すべき金額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)
* 1 固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 1,527 千円 器具備品 8,944 千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,998 千円
* 2 関係会社への債務	短期借入金 1,650,000 千円
* 3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第18期中間会計期間 自平成20年1月1日 至平成20年6月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 3,944 千円 無形固定資産 206 千円
* 2 関係会社との取引	支払利息 7,952 千円
* 3 特別損失の主要項目	本社移転費用損失引当金繰入 30,304 千円
* 4 法人税等	法人税等475千円は全額住民税均等割額であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	8,000			8,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期中間会計期間 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第18期中間会計期間末（平成20年6月30日現在）

1．時価のある有価証券

種類	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	2,000	1,121	878

2．時価評価されていない有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券 非上場株式	5,194

（1株当たり情報）

第18期中間会計期間 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日	
1株当たり純資産額	125,898円27銭
1株当たり中間純損失	4,084円51銭
（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
2．1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	32,676千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	32,676千円
期中平均株式数	8,000株

（重要な後発事象）

1．重要な事業の譲受

当社は、平成20年8月31日を効力発生日として、エービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社より、事業を譲り受けました。

(1) 譲受の目的

日本国内におけるフォルティス・インベストメンツ・グループの事業再編に際し、エービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社が長い間蓄積し培ってきた経験やノウハウを融合することで、運用力・販売力・商品開発力の強化と内部管理体制の充実を図ることを目的としています。

(2) 譲受事業の内容

投資助言・代理業務

投資運用業務（金融商品取引法2条8項12号口に掲げる業務）

情報提供・コンサルタント業務（金融商品取引法35条4項により承認された業務）

委託業務（金融商品取引法35条4項により承認された業務）

関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務（金融商品取引法35条4項により承認された業務）

(3) 譲受金額

607,000千円

2．重要な合併

当社は、平成20年8月8日に、平成20年10月1日付でフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併する旨の合併契約を締結しました。

(1) 合併の目的

日本国内に於けるフォルティス・インベストメンツ・グループの事業再編に際し、フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社が長い間蓄積し培ってきた経験やノウハウを融合することで、運用力・販売力・商品開発力の強化と内部管理体制の充実を図ることを目的としています。

(2) 合併する相手会社概要

商号：フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社

代表者：代表取締役 吉原 和仁

東京都千代田区有楽町一丁目5番1号

主な事業の内容：金融商品取引法に係わる金融商品取引業

投資助言・代理業・投資運用業・情報提供・コンサルタント業務

相手会社の最近事業年度における業績の動向

(単位：千円)

	平成18年12月期	平成19年12月期
営業収益	2,943,639	2,691,007
営業利益	1,560,587	721,127
経常利益	1,567,468	711,662
当期純利益	1,146,540	512,143
総資産	3,356,606	3,200,734
純資産	2,207,793	2,719,937

(3) 当該合併の方法及び基本合意の内容

合併の方法

フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社を消滅会社とする方式により合併します。

基本合意の概要

(イ) 合併の期日

平成20年10月1日

(ロ) 合併に際しての新株式の発行及び交付金の支払い

当社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、親会社を同じくする兄弟会社である為、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いは行いません。

(ハ) 増加すべき資本金等

会社計算規則第59条に準じて計算した額

(4) 引継ぐ資産・負債の額

フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、平成20年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした一切の資産、負債および権利義務を合併期日において当社に引き継ぐものとしております。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年1月1日より12月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

名称及び資本金の額

三菱UFJ信託銀行株式会社

平成20年3末日現在 資本金 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託先:

名称及び資本金の額

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

平成20年3月末日現在 資本金 10,000百万円

事業の内容

信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

「投資顧問会社」

名称及び資本金の額

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社
平成20年3月末日現在 資本金 10百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。

「販売会社」

名称及び資本の額

エース証券株式会社

平成20年3月末日現在 資本金 8,831百万円

事業の内容

「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「投資顧問会社」

当ファンドの投資顧問会社として、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金、収益分配金、償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年7月28日 有価証券報告書（第4期）

平成20年7月28日 訂正有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエース新小型成長株オープンの平成19年10月30日から平成20年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エース新小型成長株オープンの平成20年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

コメルツ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコメルツ投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コメルツ投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエース新小型成長株オープンの平成20年4月29日から平成20年10月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エース新小型成長株オープンの平成20年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社（旧社名：コムルツ投信投信顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成19年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年2月28日にフォルティス銀行東京支店より13億円の資金借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月26日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年8月31日にエービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社より事業譲渡を受けている。また会社は、平成20年10月1日付でフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併することを内容とした合併契約書を平成20年8月8日に締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。